

4 生徒心得

(1) 重点目標

球磨工業高校の生徒としての誇りと自覚を固持し、「高校生らしい態度」を忘れないこと。
「高校生らしい態度」とは以下のことを言う。

- ア 生徒としての品格と情緒を保つこと。
- イ 公衆道徳を守り、秩序の維持に協力すること。
- ウ 自律的な態度と行動をすること。
- エ 愛護及び奉仕の精神を持つこと。

(2) 生徒日課表

午前8時45分までに教室への入室を完了しないと遅刻となる。

日 課	月 曜 ~ 金 曜
朝読書	8 : 4 5 ~ 8 : 5 5
S H R	8 : 5 5 ~ 9 : 0 5
1 時 限	9 : 1 0 ~ 1 0 : 0 0
2 時 限	1 0 : 1 0 ~ 1 1 : 0 0
3 限 目	1 1 : 1 0 ~ 1 2 : 0 0
昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 4 5
4 時 限	1 2 : 4 5 ~ 1 3 : 3 5
5 時 限	1 3 : 4 5 ~ 1 4 : 3 5
6 時 限	1 4 : 4 5 ~ 1 5 : 3 5
掃 除	1 5 : 3 5 ~ 1 5 : 5 0
終 礼	1 5 : 5 0 ~ 1 5 : 5 5

(3) 通学距離・通学方法

- ア 原則、自転車通学を許可する。
雨天時の自転車通学は、カッパ着用を義務付ける。
- イ 通学のための公共交通機関がなく、通学距離10km以上の者は、届出により単車通学を許可する。ただし、1年次は原則として原付免許取得及び単車通学を禁止する。
(単車免許規定はp.15の7参照)
- ウ 通学のための公共交通機関があるところは、それを利用すること。
詳細については、自転車通学生の条件を参照のこと。

(4) 欠席・遅刻・早退

学校生活の基本は、欠席・遅刻・早退をしないことである。

ア 病気、その他やむを得ず欠席・遅刻する場合は、必ず保護者自らその旨を担任に連絡すること。

イ 病気等で早退する場合は、学級担任に届出て、保健室で相談後、保健主事の許可をもらわなければならない。

ウ 学校保健安全法第19条により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止になる。その場合は、診断書の代わりに巻末の「出席停止証明書」に主治医から必要事項を記入してもらい、登校時に担任へ提出すること。

(ア) 「出席停止証明書」については、冊子を利用するか、保健室でもらうこと。

(イ) 出席停止の取り扱いとなる感染症の種類

a 第1種・・・感染症予防法第6条に規定する1類並びに2類感染症

b 第2種・・・飛沫感染し、生徒の罹患が多く、学校での流行を広げる可能性が高いもの
インフルエンザ・百日咳・麻疹(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風疹(三日はしか)・水痘(水ぼうそう)・咽頭結膜熱(プール熱)・結核・髄膜炎菌性髄膜炎

c 第3種・・・学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のあるもの

その他の感染症として、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症もあるので、相談すること。

(5) 服装

服装は本校指定のものとし、常に質素、端正、清潔にし、高校生としての品位を保持しなければならない。

詳細については、服装規定を参照のこと。

(6) 各種証明書

在学証明書他、各種証明書は事務室で発行する。

(7) アルバイト、その他各種届出について

ア 学業やクラブ活動に専念してもらいたいという立場から、原則として許可しない。ただし、長期休業中(夏季・冬季のみ) やむを得ずアルバイトをする必要がある場合は、担任へ相談すること。期間は、夏季が3週間、冬季が1週間を限度とする。

イ 演奏会、コンサートの実施については事前に申し出て計画書、保護者同意書等を提出すること。ただし、有料の場合は禁止する。

(8) 携帯電話等について

ア 所持条件

- (ア) 所持する携帯電話等は保護者が契約したものとし、携帯電話等に関わるすべてのトラブルについては保護者が責任を負うものとする。
- (イ) 保護者の責任のもと「フィルタリング機能」を設定する。
- (ウ) 校内への持ち込みは許可するが、校内での使用は禁止する。
(ただし、校内ロータリーの使用許可区域のみ、短時間での使用を認める)
- (エ) 使用規定に違反した場合は、学校の指導に必ず従うこと。

イ 禁止事項

- (ア) 使用許可区域を除く学校敷地内及び通用門付近での使用。
- (イ) 学校行事等での校外活動中の使用。
- (ウ) 休日の通常部活動・検定等での使用。
- (エ) 自転車・原付乗車時の使用。
- (オ) バスや列車等の公共交通機関内でのマナー違反。
- (カ) 歩行中の使用。
- (キ) 他人に迷惑を掛ける行為。
- (ク) フィルタリング機能の無断解除。
- (ケ) サイトへの不適切な書き込み。
- (コ) 校内における充電。

ウ 留意事項

- (ア) 校内では電源を切り、バッグの中にしておくこと。ポケット内の所持等でも指導の対象となる。
- (イ) 校外への遠征や検定等では、顧問や引率責任者の指示に従うこと。
- (ウ) 携帯電話等による特別な指導以外でも、厳封のうえ保護者が管理するものとする。

エ 規定違反に関する指導

使用規定に反する行為があった場合、保護者を学校へ召喚し本人・保護者同席のもと携帯電話等を厳封する。一定期間保護者が管理した後、学校にて保護者同席のもと本人へ返却する。
携帯電話等やSNS等を用いたトラブル・問題行動については、特別な指導の対象となる。

(9) 外泊について

保護者の許可なくして外泊をしてはならない。

(10) その他

生徒としてふさわしくない行為があった場合、また、高校生としてふさわしくない行為、本校生の心得に反した行為があった場合には、教育上必要と思われる措置・指導を行う。

(11) 教育相談

学校生活で困ったことやいろいろな悩みがある場合は、担任や養護教諭、カウンセラー担当など話しやすい先生に相談すること。(秘密は厳守する。)

なお、メールによる相談窓口は、kumaths-soudan@higo.ed.jpです。

(12) 願・届

- ア 願（休学、転学、退学、復学）は、保護者が自筆捺印のうえ担任に提出する。
イ 保護者、保証人に異動が生じ、また生徒、保護者、保証人が姓名を改め、あるいは転居したときは速やかに届出る。
ウ 忌服は次の標準により所定の様式で届出る。

父 母	7日	父母がなく後見人または扶養担当者死亡の場合は父母に準ずる。
祖父母・兄弟・姉妹	3日	
叔（伯）父母・ その他同居の親戚	1日	

- エ 身分証明書を紛失したとき、または、記載事項に変更があったときは、担任に再発行を願い出る。

5 特別な指導

- 第1条 教育上、必要があると認めるときは、校長は生徒に特別な指導を加えることができる。
第2条 生徒の特別な指導については、補導委員会でその原案を作成し、職員会議の審議を経て、校長が決定する。
第3条 特別な指導の対象は本校の校則ならびに諸規定に違反し、本校の秩序を乱し、生徒としての本分に反する行為を行ったものとする。
- (1) 喫煙、飲酒に関すること。
 - (2) 交通安全に関すること。
 - (3) 所持禁止、着用禁止等に関すること。
 - (4) 考査時の不正行為等に関すること。
 - (5) 窃盗、万引、傷害等の悪質行為に関すること。
 - (6) その他生徒の本分に反した行為に関すること。

6 自転車通学生の条件

- (1) 原則許可する。
- (2) 必ず自転車保険(任意保険)に加入し、防犯登録済みであること。
- (3) 雨天時は必ず雨カッパを着用すること。
- (4) 施錠箇所を必ず2カ所設け、二重のロックをすること。(ワイヤー錠でも可)
- (5) 自転車に乗る時は、携帯用の電子機器、イヤホン、ヘッドホン等の使用を禁止する。
- (6) 通学に使用する自転車は、自動点灯式のライトを設置することが望ましい。
- (7) ロードバイク等の自転車を利用する際はヘルメットを着用することが望ましい。
自転車通学時は、ヘルメット着用を努力義務とする。
- (8) 規則を守らない場合は、許可を取り消すことがある。

7 運転免許の取得

「生命の尊重」という考えに基づき、高校生活3年間は、原則として運転免許の取得を禁止する。ただし、原付の免許取得に関して、次の(1)ア～オの場合は特別に認めることもある。

(1) 特別に認める可能性のある項目

- ア 通学の為の交通機関(列車、バスは除く)のないところで、距離が10 km以上ある場合。
- イ 通学するのに、最寄りの駅までの距離が10 km以上ある場合。
- ウ 急な坂の為、学校または駅までの自転車通学が困難と認められる場合。
- エ 家業の手伝いの為、やむを得ず必要と認められる場合。
- オ 上記の条件を満たし、クラブ活動等により特別に許可された者のみ、1年生の夏期休暇より許可することもある。

(2) 原付自転車での通学生は任意保険加入を義務とする。

(3) 原付自転車の免許取得時期は、長期休暇中とする。

(4) 普通自動車の免許取得は別に定める。

(5) 自動二輪の免許取得は禁止する。

8 普通運転免許の取得

(1) 自動車学校入校について

ア 入校許可条件

下記の入校条件を満たしている生徒には、自動車学校・自動車教習所への入校と教習を認める。

(ア) 卒業のための単位習得(成績状況)が十分と認められ、出席状況に問題がない生徒。

(イ) 進路(就職・進学)決定をしている生徒。

(ウ) 学校納付金等を滞納していない生徒。

イ 入校の時期

(ア) 特別入校生としての入校

次のa・b・cの規定に該当する者は、特別入校生として、以下の日程での入校を認める。

a 2学期の中間試験終了後の入校

3学年の2学期中間考査で欠点なし、中間考査の平均点50点以上の生徒。

b 2学期の期末試験終了後の入校

3学年の2学期末考査で欠点なしの生徒。

c 1月4日以降の入校

2学期末の成績評価が終了した段階で、成績状況が優良で、卒業を認められる条件を満たしている生徒。

(イ) 一般入校生としての入校

学年末考査終了時の入校。

ウ 入校後の条件

(ア) 教習 a 授業時間内の通学は許可しない。

b 受講する際は必ず本校指定の制服を着用し、許可証を携帯すること。

但し、学校行事を優先する。

(期末及び学年末考査1週間前からの教習は禁止とする。)

(イ) 仮免許検定試験 授業日受験を認める。但し、年度末考査期間中は認めない。学校の出欠は1回目のみ公欠扱いとし、2回目以降は欠席とする。

(ウ) 仮免許路上運転 自動車学校の教習以外は認められない。

(エ) 自動二輪免許 自動二輪の受験は認めない。

但し、就職先が郵政や警察などは、予め申し出ること。

9 服装規定

- (1) 服装、所持品は清潔、端正であるように心がけること。
- (2) 制服
 - ア 本校所定の制服とする。(正しい着こなしを心がけること)
 - (ア) 夏服の下に、色物・柄物のシャツ等は着用しないこと。
 - (イ) 制服移行期間中は中間服とする。中間服は冬服のジャケットを脱いだ状態とし、ネクタイとネクタイピンは必ず着用する。
 - (ウ) 制服は身体に合ったものを着用し、改造制服等は一切禁止する。ジャケット着用時はジャケットのボタンを必ず留める。
 - (エ) 《男子》

ベルトを腰の高さで正しく着用し、ズボンの裾を踏むことがないようにする。
 - 《女子》

スカートとスラックスの選択制とする。スラックスはベルトを腰の高さで正しく着用し、裾を踏むことがないようにする。スカート丈は膝頭が隠れる程度とする。
- (3) セーター・防寒着類

セーター、ベストは本校所定のものとし、身体に合ったものを着用する。セーターの袖、裾がジャケットから出ないようにする。防寒着類は部活動等で使用するもの、または華美ではないものに限る。登下校の際の着用を許可する。また、教室内においても換気を行い冷え込みが厳しい場合は、同様に着用を許可する。
- (4) ベルト・靴下・マフラー類(ネックウォーマー含む)
 - ア ベルトの色は黒・紺・茶系の単色とする。華美な加工等が施されているものは禁止する。
 - イ 靴下の色は、白、黒、紺系の単色とする。女子は冬場の黒タイツ着用を許可する。
 - ウ 手袋、マフラー類は華美ではないものとし、登下校の際の着用を許可する。但し、校舎内、教室内では着用をしない。

また、マフラー着用の際は、車両による巻き込み等がないよう安全に留意すること。
- (5) 上履

本校所定のものとし、必ず記名すること。
- (6) 靴

革靴、スポーツシューズ等で華美ではないものとする。
- (7) その他

化粧、香水、色つきリップ等、また、ピアスや装飾品等の学校生活に相応しくないものは厳禁する。

特別の事情により規定以外のものを着用する場合は担任を通じて生徒指導部に申し出て許可を得ること。

10 頭髪規定

- (1) 清潔で活動的な髪型とする。
- (2) 男子

髪が耳、襟にかからず、眉を越えない長さとする。
 - ・左右非対称な髪型や全体的にアンバランスな髪型にしてはならない。
 - ・ツーブロック等の髪型は、サイドの刈り込みを額の中央ライン程度までとし、刈り込む場合は長さが6mmより短くならない程度とする
- (3) 女子

前髪は眉を越えない程度までとし、眉を越える場合はピンなどで留める。

後ろ髪の長さは上着の襟下線程度までとし、それより長くなる場合は結束する。

ヘアピン、ゴム類は華美ではないものを使用する。
- (4) パーマ、染髪、脱色、ドライヤー等による加工や変色は厳禁する。
- (5) 眉は眉間を整える程度とする。
- (6) 額の剃り込み、ピアス等は厳禁する。